

総務常任委員会

令和7年6月20日（金曜日）

総 務 常 任 委 員 会

令和7年6月20日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 2 号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 財産の取得について
(救助工作車Ⅱ型 1台)
- 議案第 6 号 財産の取得について
(消防救急デジタル無線装置 一式)
- 議案第 7 号 財産の取得について
(旭市消防団車両 (小型動力ポンプ付積載車) 2台)
- 議案第 9 号 専決処分の承認について
(旭市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第10号 専決処分の承認について
(旭市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第11号 専決処分の承認について
(旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

出席者（8名）

委員長	景 山 岩三郎	副委員長	崎 山 華 英
委員	木 内 欽 市	委員	伊 藤 房 代
委員	林 晴 道	委員	遠 藤 保 明
委員	菅 谷 道 晴	議長	飯 嶋 正 利

欠席委員（なし）

傍聴議員（２名）

議 員 松 木 源太郎

議 員 常世田 正 樹

説明のため出席した者（１９名）

副 市 長 柴 栄 男

行政改革推進
課 長 椎 名 実

企画政策課長 榎 澤 茂

税 務 課 長 多 田 仁

会 計 管 理 者 戸 葉 正 和

監 査 委 員 長 杉 本 芳 正

秘書広報課長 寺 嶋 和 志

総 務 課 長 向 後 稔

財 政 課 長 池 田 勝 紀

市民生活課長 齋 藤 邦 博

消 防 長 常世田 昌 也

そ の 他 担 当 員 8名

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 菅 晃

副 主 幹 加 瀬 哲 也

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆さんには大変ご苦労さまでございます。そして、副市長はじめ、職員の皆様には、6月定例会、大変お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

そして、今年の夏は特に暑いようですので、皆さん、体には十分注意して、来るようお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

飯嶋議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

委員の皆さん、執行部の皆さん、大変連日暑い中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました9議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、景山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、柴副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めまして、おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で9議案でございます。

内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に、条例関係が2議案で、議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、財産の取得についてが3議案で、議案第

5号は、救助工作車Ⅱ型1台の取得について、議案第6号は、消防救急デジタル無線装置一式の取得について、議案第7号は、旭市消防団車両（小型動力ポンプ付積載車2台）の取得について、次に、専決処分の承認についてが3議案で、議案第9号は、旭市税条例の一部を改正する条例について、議案第10号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議案第11号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） お願いいたします。

○副市長（柴 栄男） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（向後 稔） 総務課長の向後稔です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（池田勝紀） 財政課長の池田勝紀です。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（榎澤 茂） 企画政策課長の榎澤茂です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（多田 仁） 税務課長の多田仁です。どうぞよろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（寺嶋和志） 秘書広報課長の寺嶋和志です。よろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（椎名 実） 行政改革推進課長の椎名実と申します。よろしくお願いいたします。

○消防長（常世田昌也） 消防本部消防長の常世田昌也です。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（戸葉正和） 会計管理者、戸葉正和です。よろしくお願いいたします。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課長の齋藤邦博です。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（杉本芳正） 監査委員事務局長の杉本芳正です。よろしくお願いいたします。

○副市長（柴 栄男） 以上となります。

本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました9議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでありますので、加えての説明はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） よろしくお願いします。

補正予算書の11ページ、歳出のほうからご質疑させていただきたいと思います。

2款総務費の11目諸費のほう、説明欄1、2、両方ちょっと質疑があるんですけども、説明欄1、防犯対策事務費のカメラ設置工事に関連する質疑なんですけど、具体的には、防犯カメラというのがどういった場所に設置されているのか、例えば設置してほしいというご要望だったりとか、設置したほうがよいという意見があっても、逆に設置ができないとか、できていない場所というのはあるのか、お尋ねいたします。

説明欄の2のほう、定額減税不足額給付金給付事業2億5,293万1,000円のほうなんですけれども、具体的にこの該当者に対する給付のスケジュールをまず教えてください。

○委員長（景山岩三郎） いいですか。

崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、補正予算書11ページの防犯カメラのほうでございます。

防犯カメラはどういった場所に設置されるのかということですが、こちらにつきましては、基本的に道路上の電柱などに共架して設置する予定でございます。

場所につきましては、基本的には警察署のほうと協議をしまして、警察署のほうで設置したほうがよいという場所に設置をするものでございます。

市民からの要望があって、できていない場所があるのかということですが、場所につきましては、市民の方から要望があれば、それも踏まえて警察との協議に臨みますが、基本的にはあまり設置の要望というのは、あまりこちらのほうに上がってはきていないとい

うような状況であります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（多田 仁） それではお答えいたします。

スケジュールということで、議案質疑で回答させていただいた部分とちょっと重複してしまうかもしれませんが、ご了承ください。

まず、今現在税務課のほうで事務スケジュールを進めておりまして、7月の下旬に対象となる方につきましては、通知のほうを発送する予定で進めております。

この中で、まず、口座のほうに登録がある方、これ前回の6年度の調整給付金の対象であった方、あるいはマイナンバーの公金受け取り口座、こちらのほうに登録している方につきましては、お知らせをさせていただきまして、この口座に振り込んでよろしいでしょうかという確認書という形で送らせていただきます。

それから、口座登録のない方につきましては、昨年と同様、口座振込のほうの情報をご返送くださいということでお知らせをさせていただきまして、その後、その内容が戻ってきまして、確認させていただいた後に、改めまして、この口座のほうにいついつ振り込ませていただきますというお知らせを発送させていただく予定です。

実際の振り込みの開始の時期ですが、1回目が8月の下旬を予定しております。その後、口座が確認できた方から順次速やかに手続を行いまして、月に2回程度、振り込みの手続をさせていただきまして、12月1日までの完了を目指して進めたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

防犯カメラについては大丈夫です。ありがとうございます。

定額減税不足額給付金給付事業について再質疑なんですけれども、この給付金本体以外の事業費が2,195万1,000円かかるということなんですけれども、その中の内容、具体的にどのようなものなのか、教えてください。

これ全部国庫支出金で事業費を賄っていると思うんですけれども、去年も同様なことを聞いたかもしれないんですけれども、職員の事務負担など、ここには出てこない市職員の直接的な負担というのがどういうものなのか、お答えいただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、再質疑にお答えいたします。

内容ですけれども、まず、給付金というものが2億3,098万円ということで計上させていただきます。

その他の事務費の内容ですけれども、トータルで2,195万1,000円ということで、内訳ですが、事務用の消耗品ですとか印刷製本費、それから、これは案内の発送に伴う通信運搬費ですね。それから、実際に振り込みするときの手数料というのがかかりますが、こちらのほうも計上させていただいております。

それから、今回のやはり電算システムを使いますので、そちらのシステムの賃借料であったり、それから、崎山委員おっしゃっていた業務の負担ということで、業務委託のほうを考えております。

こちらのほうは、昨年と同様、問合せに対応ということでコールセンターの業務、それから、窓口に来た方の受付、それから、実際に口座振り込みのデータの入力をシステムのほうにさせていただくというようなことを想定しております。

昨年よりも対象者としては減っているんですけれども、やはり通常業務のほかの業務になりますので、その辺は、職員の業務負担は軽減できるように、この業務委託の中で委託してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

ついでになんですけれども、昨年見込み給付をして、結果として、今回の不足額とは逆の理由で給付過多になってしまっている人って出ていると思うんですけれども、そういう方が大体どれぐらいいるとか、どれぐらいの金額になっているというのは、市では試算とか、おおよそ推測ってできるものなのでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、ただいまのご質疑ですが、委員おっしゃるとおり、多くもらっていた方というのは、今回返還を求めないという形になっております。これは国のほうでもそうしなさいということで通知が来ておりまして、ですので、ちょっとその方については、ちょっと市のほうでは把握というか、今回の事務にはちょっと除外されておりますの

で、把握してないところです。申し訳ありません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑がございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 議案第2号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） よろしくをお願いします。

もう既に説明されていたらすみませんが、質疑します。

こちら今回選挙ビラとポスターの単価が改定になっていると思うんですけども、今回のこの改定単価というのが、まず何を基準に改定されたのか、お尋ねします。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） こちらのポスターやビラなどの選挙公営の単価につきましては、公職選挙法施行令に規定する公営単価につきまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これに準じまして、人件費や物価の変動等を考慮した考えによって、3年に1度の参議院議員選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。

今回、ビラとポスターだけになると思うんですけども、燃料費とかもかなり今、物価高騰、上がっている中で、選挙運動用の自動車について、旭市の場合、燃料費のほうの公費負担もあると思うんですけども、あと人件費ですとか、そういう中の改定は検討されなかったのか、お尋ねします。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 公営単価のほうでは、自動車の燃料費や運転手の費用とかも入っているんですが、今回は国のほうの先ほど申しあげました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、こちらのほうでは改定がなかったということなので、国に準じた改正ということでございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 議案第3号につきましては、本会議において補足説明を申しあげたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 議案第5号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでございますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 議案第6号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたし

ます。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 議案第7号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） 議案第9号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） 議案第10号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） 議案第11号につきましては、本会議において補足説明を申し上げた

とおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。皆さん、ありがとうございました。

閉会 午前10時25分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景 山 岩三郎